

コミュニティビジネスを立ち上げようとする者への助成

② 制度の概要

・対象者

コミュニティビジネスを立ち上げようとする団体、個人

・対象事業

開業

・制度の内容

開業に要する経費（改装費、設備取得ほか）への助成（上限20万円）

・募集期間

随時

育児・介護休業者生活資金貸付

鳥取県企画部男女共同参画推進課

TEL 0857-26-7077

FAX 0857-26-7155

メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp

ホームページ http://www.pref.tottori.jp/danjyo/

① 目的

労働者の仕事と家庭の両立を支援し、子どもを産み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材の定着と確保を促進する。

② 制度の概要

・対象者

- (1) 県内に在住する育児・介護休業等利用者本人。
- (2) 県内に事業所を有し、育児・介護休業等利用者に生活資金を貸与する制度を設けている事業主。

・制度の内容

育児・介護休業を安心して取得していただけるよう、育児・介護休業中の生活資金を当該休業者等に対し貸し付ける制度融資

(1) 融資対象者

上記対象者のとおり

(2) 融資条件

① 限度額 育児・介護休業等利用者1人につき1,000千円

② 貸付利率 年1.0%

③ 償還期間 休業終了の翌月から5年以内(休業中は据置)

④ 連帯保証人 原則として1名

(3) 取扱金融機関 県内に店舗を有するすべての金融機関

※その他、詳細は要綱のとおり

・募集（申請）期間

随時申請受付

鳥取県育児休業推進奨励金

鳥取県企画部男女共同参画推進課

TEL 0857-26-7077

FAX 0857-26-7155

メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp

ホームページ http://www.pref.tottori.jp/danjyo/

① 目的

男女ともに育児休業を取得しやすく、安心して職場復帰できる職場環境づくりを促進するため。

② 制度の概要

・対象者

- (1) 常時雇用する労働者の数が30人未満の事業主。
- (2) 主たる事業所（本社）が県内に所在していること。

・制度の内容

○事業所内で初めて育児休業を与えられた事業主に奨励金を支給する。（ただし、平成17年9月30日までに育児休業が終了する場合は対象）

◇支給額 10万円（1事業所1回限り）

◇支給要件：対象労働者が、次の(1)かつ(2)の要件に該当する場合

(1) 対象労働者が、当該事業所で初めて育児休業を取得した場合で、次のいずれかに該当する者

① 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に育児休業を取得している者で、平成17年9月30日までに休業を終了している者

② 平成16年3月31日以前に育児休業を取得しているもので、平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に休業を終了している者

(2) 対象労働者が、育児休業を6か月（男性は1か月以上）取得し、職場復帰後3か月以上継続雇用されていること。

・申請ができる期間

対象労働者の職場復帰の日から起算して、3か月経過した日から3か月以内

(2) 表彰及び認証

① 表彰

男女共同参画社会づくり功労者表彰

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao.go.jp

ホームページ http://www.gender.go.jp/

① 目的

多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人を顕彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する国民の一層の関心を高め、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

② 制度の概要

・対象者

男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人で、内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）が顕彰することを適当と認める者

・制度の内容

年1回、10名程度表彰する。

(1) 都道府県は本表彰に相応しいと認められる候補者（候補者は1名とする。また、履歴及び表彰の功績等を具体的に明記する。）を内閣府男女共同参画局長に推薦する。

(2) 被表彰者は、都道府県等から候補者の推薦を得

て、これらの者のうちから、内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）が決定する。

- (3) 表彰式は男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催日に行う。

・募集期間

3月上旬（平成17年度の例）

女性のチャレンジ賞

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao.go.jp

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>

① 目的

起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的とする。

② 制度の概要

・対象者

- (1) 女性のチャレンジ賞（内閣官房長官賞）
→ 女性の個人及び女性団体・女性グループを対象
- (2) 女性のチャレンジ支援賞（内閣官房長官賞）
→ 団体・グループを対象
- (3) 女性のチャレンジ賞特別部門賞（内閣官房長官賞）
→ 女性の個人及び女性団体・女性グループを対象
(平成17年度の特別部門は「地域づくり」)

・制度の内容

都道府県及び政令指定都市、関係府省庁等が推薦する者の中から、有識者により構成される選考委員会により選考を実施

・募集期間（平成17年度の例）

- ・ 2月初旬に推薦依頼
- ・ 4月中旬選考委員会開催
- ・ 平成17年6月25日表彰

均等推進企業表彰

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室

TEL 03-3595-3272

FAX 03-3502-6762

メールアドレス

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/index.html>

① 目的

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）を推進する企業に対し、その取組をたたえとともに、これを広く国民に周知し、女性労働者の能力発揮の促進を図る。

② 制度の概要

・対象者

ポジティブ・アクションを社の方針として明示し、かつ、

「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」「職場環境・職場風土の改善」のうち、いずれかの取組を実施している企業。

・制度の内容

- (1) 表彰候補企業の募集は公募により行う。
- (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。
- (3) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、雇用管理状況（年齢別・勤続年数別就業状況、採用状況、配置状況及び管理職状況をいう。）及び取組内容の詳細についてのヒアリングを実施する。
- (4) ヒアリング結果を基に、一定の選考基準に基づき、各賞の選考を行う。
＜厚生労働大臣賞＞
厚生労働大臣最優良賞
厚生労働大臣優良賞
＜都道府県労働局長賞＞
都道府県労働局長優良賞
都道府県労働局長奨励賞
- (5) 受賞企業には、男女雇用機会均等月間中に表彰状の授与等を行う。

・応募期間

10月1日～11月30日

ファミリー・フレンドリー企業表彰

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 育児・介護休業推進室

TEL 03-3595-3275

FAX 03-3502-6763

メールアドレス

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/family/index.html>

① 目的

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業をファミリー・フレンドリー企業として表彰することで、これを広く国民に周知し、家族的責任を有する労働者がその能力や経験を活かすことのできる環境の整備に資するため。

② 制度の概要

・対象者

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業

・制度の内容

①法を上回る育児・介護休業制度を規定しており、かつ実際に利用されていること、②仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること、③仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を有しており、かつ、実際に利用されていること、④仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもってしていること、という4つの基準に沿って、都道府県労働局に大臣表彰の候補となる企業の選定及び推薦を求め、この中から本省において総合的な観点から検討を行い、表彰企業を決定している。

また、都道府県労働局においても、これに準じて都道府県労働局長表彰の候補となる企業の選定を行い、表彰を実施している。

〔表彰の種類〕

- ・ 厚生労働大臣優良賞
- ・ 厚生労働大臣努力賞
- ・ 都道府県労働局長賞

〔表彰時期〕

毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」に表彰を行っている。

食アメニティ・コンテスト

農林水産省農村振興局農村政策課農村整備企画係

TEL 03-3502-8111 (4613)

FAX 03-3595-6340

メールアドレス

ホームページ

<http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/home/index.htm>

① 目的

本コンテストは、農山漁村の女性グループ等の自主的努力による地域の特産物を活用した『食』に関する起業活動などを通じて地域づくりに貢献している優秀な活動事例について表彰を行うとともに、あわせてこれら優良事例を普及することにより地域の活力の増進を図り、農山漁村の振興並びに都市と農山漁村の共生・対流の促進に資することを目的とする。

② 制度及び事業の概要

・ 実施主体

農林水産省、都市と農山漁村の共生・対流推進会議、(財)農村開発企画委員会

・ 対象者

農山漁村において自主的努力を通じて地域の郷土料理・食文化等の保存・開発とその普及に努め、地域の活力の増進に寄与している女性グループ又は個人

・ 内容

各都道府県から推薦のあった事例について、6項目の審査基準(①地域の食の保存・開発活動、②食材の活用・生産振興、③普及状況・情報発信、④味の教育、⑤都市との交流・地域の活性化、⑥後継者・波及効果)に照らして審査を行い、農林水産大臣賞(3地区)、農村振興局長賞(3地区)、農村開発企画委員会理事長賞(3地区)を選定し、表彰を行う。

・ 実施期間または募集期間

平成3年度から実施している。

募集期間は毎年6～8月

農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業のうち—農山漁村女性チャレンジ活動表彰—

農林水産省経営局普及・女性課

TEL 03-3502-8111 (代)

FAX 03-3593-2612

メールアドレス

ホームページ <http://www.maff.go.jp/danjo/joho.html>

① 目的

農林漁業及び農山漁村生活の充実と開発に優れた活動の実績をもち、男女共同参画推進のために積極的に活動している女性の個人または集団(以下「個人または集団」という。)を表彰することにより、女性と男性が共に社会に貢献することが出来る男女共同参画社会を構築するとともに、女性にも魅力ある農村社会づくりを目指す。

② 制度及び事業の概要

・ 実施主体

社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会

・ 対象者

女性農業者等

・ 内容

農山漁村の女性を中心となり、「起業活動部門(新規事業の開拓活動等)」、「経営参画部門(農業経営への参画のための活動等)」、「地域社会参画部門(むらづくり・男女共同参画推進活動等)」の参加部門のテーマに即し、積極的に活動している個人または集団を都道府県知事の推薦で募集をかけ、審査要領にそって審査し、優秀な活動に対しての表彰を行う。

表彰については、毎年3月に開催している「農山漁村女性の日の記念の集い」で行うとともに、活動事例を普及啓発資料として広く紹介している。

・ 実施期間または募集期間

募集期間：平成17年度は6月24日～9月2日

③ その他特記事項

補助率：定額(1/2以内)

農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール

農林水産省経営局普及・女性課

TEL 03-3502-8111 (代)

FAX 03-3593-2612

メールアドレス

ホームページ <http://www.maff.go.jp/danjo/joho.html>

① 目的

農林水産業及び農山漁村における男女共同参画の実現に向けて総合的かつ効果的な施策を推進するために、「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール(仮称)」を実施し、農山漁村の男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる活動を表現している写真を市町村経由で募集、その中から優良な写真を表彰、普及啓発資料への活用等を行うことで、男女共同参画社会の実現を目指す。

② 制度及び事業の概要

・ 実施主体

農林水産省男女共同参画推進本部

・ 対象者

農業者、行政担当者等(都道府県知事・市町村からの推薦)

・ 内容

農林水産業における女性の経営参画・社会参画の推進に積極的に取り組んだ結果、農山漁村において男女が共にいきいきと活動している場面が表現されている写真を市町村・都道府県経由で募集し、その中から優良な写真を表彰するとともに、農林水産省男女共同参画本部で作成する普及啓発資料や、ホームページ等で幅広く活用する。

・ 実施期間または募集期間

募集期間：平成17年度は7月1日～9月30日

北海道男女平等参画チャレンジ賞

北海道環境生活部男女平等参画推進室

TEL 011-231-4111

FAX 011-232-3640
 メールアドレス kansei.danjo1@pref.hokkaido.jp
 ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-josei/johomepage/index.htm>

① 目的

職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

② 制度の概要

・対象者

北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において対象となる活動を展開している個人、団体・グループで、市町村長等からの推薦があったもの

ただし、受賞は1回限りで、同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象外。

・対象事業

概ね次の活動に該当するもの

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) (1)～(4)のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現に寄与していると認められる団体・グループ

・制度の内容

知事からの賞状及び副賞の贈呈

北海道社会貢献賞（男女平等参画社会づくり功労者）

北海道環境生活部男女平等参画推進室
 TEL 011-231-4111
 FAX 011-232-3640
 メールアドレス kansei.danjo1@pref.hokkaido.jp
 ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-josei/johomepage/index.htm>

① 目的

多年にわたり男女平等参画社会づくりに顕著な功績のあった者に対し、その功績をたたえ、表彰することにより、男女平等参画社会づくりに対する道民の一層の関心を高め、男女平等参画社会の形成を促進する。

② 制度の概要

・対象者

10年以上にわたり男女平等参画社会づくりに顕著な功績があり、次のいずれかに該当する者。

- (1) 男女の固定的な役割分担意識の是正に貢献した者又は男女平等参画社会づくりに向けた機運の醸成に

功績のあった者。

- (2) 女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画の促進に貢献した者。
- (3) 従来女性が参加していなかった活動に初めて参加し、社会に大きな影響を与えた女性又は従来、男性が参加していなかった活動に初めて参加し、社会に大きな影響を与えた男性。
- (4) その他これらに準ずる者で功績が顕著な者。

・制度の内容

賞状及び副賞の贈呈

・推薦受付期間

平成17年6月～7月（平成17年度の場合）

ポジティブ・アクション推進事業

宮城県環境生活部男女共同参画推進課
 TEL 022-211-2568
 FAX 022-211-2392
 メールアドレス danjyo@pref.miyagi.jp
 ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/danjyo/>

① 目的

多くの企業では、女性は限られた職務に配置される、女性は役職にはほとんど就いていないなど、女性はその能力を十分に発揮しているとは言い難い状況にあり、このような状況は男女雇用均等法などの規定を遵守するだけでは解消できないことから、企業における女性の積極的活用のための措置、すなわち、ポジティブ・アクションを入札参加登録制度と関連付けて促進し、企業・職場における男女共同参画を推進する。

② 制度の概要

・対象者

事業者

・制度の内容

- ポジティブ・アクション・シートの記入による自己点検の促進
- 県の入札参加登録等をしている全事業者（約8,000社）に調査票（ポジティブ・アクション・シート）を配布。
- 入札参加登録審査における評点付与
建設工事、建設関連業務については、調査票の中の評点付与対象項目のうち、2項目以上に該当すれば、評点付与の前提となる確認書を交付。入札参加登録審査の際、評点10点を付与。
- 優良事業所に対する表彰
シートの記入結果をとりまとめ、特に優れた取り組みをしている事業者については、訪問調査の上、知事表彰を行う。知事表彰を受けた事業者についても、入札参加登録の際、評点10点をさらに付与する。
- フォーラムの開催

男女共同参画社会づくり表彰

秋田県生活環境文化部男女共同参画課
 TEL 018-860-1555
 FAX 018-860-3895
 メールアドレス persons@pref.akita.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.akita.jp/josei/danjo.htm>

① 目的

秋田県の男女共同参画社会の形成に関して、顕著な活躍をした個人または団体を表彰してその活躍を称えらる

ともに、男女共同参画に対する県民の一層の関心を深め、男女共同参画社会づくりの実現に資すること

② 制度の概要

・対象者

個人または団体

・対象事業

(1) ハーモニー賞

男女共同参画社会実現に向けて、これまで地道な活動を重ねてきた個人または団体であって、顕彰することによって男女共同参画社会のあるべき姿を具体化し、今後の社会づくりへの指針を示すことができると認められる者

(2) チャレンジ賞

従来女性（男性）が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた女性（男性）または団体であって、顕彰することによってチャレンジの身近なモデルを示し、男女共同参画社会実現のための機運を高めることができると認められる者

・制度の内容

市町村、ハーモニーネット団体、男女共同参画センター、地域振興局、庁内 男女共同参画推進連絡会議構成課、その他各種団体等の推薦による候補者を選考委員会により、決定の上、秋田県の男女共同参画推進月間（6月）に、知事が表彰する。

・募集期間

平成17年3月22日～4月8日（平成17年度の場合）

男女共同参画社会づくり功労者知事表彰

山形県文化環境部女性青少年政策室

TEL 023-630-2668

FAX 023-624-9908

メールアドレス josei@pref.yamagata.jp

ホームページ http://www.pref.yamagata.jp/10/100207.html

① 目的

多年にわたり男女共同参画社会づくりに特に顕著な功績のあった個人又は団体を顕彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高め、男女共同参画社会の形成の促進に資する。

② 制度の概要

・表彰の対象

男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が特に顕著であると認められるもので、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のあった個人及び団体、あるいは固定的役割分担意識の是正に貢献した個人及び団体
- (2) 女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画の促進に貢献した個人及び団体
- (3) その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な個人及び団体

ただし、表彰の対象に該当する者で、過去において、男女共同参画社会づくりに功績のあった者として叙勲を受けた者、内閣官房長官表彰を受けた者もしくは知事表彰を受けた者は除く。

・表彰の種類

知事表彰

・募集期間

平成17年3月下旬～5月上旬（平成17年度の場合）

ひとひと 男と女・ハーモニー功労賞表彰

茨城県知事公室女性青少年課

TEL 029(301)2178

FAX 029(301)2189

メールアドレス josei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/josei.htm

① 目的

男女共同参画のための先駆的な実績を残した個人、団体、事業所に対し功労賞を授与し、県民等が一体となって男女共同参画社会づくりに当たるための具体的行動の契機とする。

② 制度の概要

・対象者及び表彰数

- 個人の部 県内に居住する者又は県内の事業所に勤務する者（3名以内）
- 団体の部 主に県内で活動する団体（3グループ以内）
- 事業所の部 県内に所在する事業所（3事業所以内）

・募集方法

- 個人の部
市町村長又は一般県民（団体含む。）からの推薦を得ての一般公募
- 団体の部
市町村長又は一般県民（団体含む。）、茨城県女性団体連盟からの推薦を得ての一般公募
- 事業所の部
市町村長又は一般県民（団体、事業所を含む。）からの推薦を得ての一般公募（自薦も可）

・募集期間

毎年度7～8月頃の2ヶ月間

・表彰等

選考委員会等により表彰者を決定し、男女共同参画推進月間である11月に開催する男と女^{ひとひと}トップセミナーの席上表彰式を行う。

さいたま輝き荻野吟子賞

埼玉県総務部男女共同参画課

TEL 048-830-2927

FAX 048-830-4755

メールアドレス a2920@pref.saitama.lg.jp

HP: http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BS00

① 目的

新たな分野に果敢に挑戦し、多くの困難を乗り越え、日本の女医第一号となった荻野吟子の不屈の精神を今に伝える先駆的な活動などを通じて、男女共同参画の推進に顕著な功績のある個人や団体、事業所を表彰し、その功績を称えることにより、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進する。

あわせて、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰する。

② 制度の概要

・対象者

1. 県内に在住（勤）又は県出身の者

- 2. 県内に所在し、県内で5年以上活動している団体
- 3. 県内に所在する事業所

・対象事業

1. 先駆的な功績などにより、女性の社会参画の促進に貢献している者
2. 地域において公益的な実践活動を行い、その功績が顕著であり、それを通じて男女共同参画社会の推進に寄与している団体
3. 男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所

・制度の内容

上記対象者を表彰するとともに、県HP等により取組を広報する。

・募集期間

平成17年8月～10月（平成17年度の場合）

③その他特記事項

平成18年2月表彰式（平成17年度の場合、予定）

② 制度の概要

・対象者

- ① 男女共同参画の推進に関する功績の積み重ねが10年以上で、顕著な功績があり、他の模範となる団体
- ② 男女共同参画の推進のために活動する団体の役員等を10年以上務め、顕著な功績のあった個人
- ③ 男女共同参画の推進に関する功績の積み重ねが10年以上で、特に顕著な功績のあった個人

・制度の内容

富山県表彰規則に基づき、多年にわたり男女共同参画の推進に貢献された団体・個人の功績を教育部門、社会教育分野で表彰する。

表彰式は男女共同参画週間に開催する「DUOのつどい」で行う。

・募集期間

平成17年4月（平成17年度の場合）

<p>文化の日表彰（男女共同参画功劳）</p> <p>千葉県総合企画部男女共同参画課 TEL 043-223-2376 FAX 043-222-0904 メールアドレス s.kkj@mc.pref.chiba.jp ホームページ http://www.pref.chiba.jp</p>
--

① 目的

多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人及び団体を顕彰し、その功績を称える。

② 制度の概要

・対象者

被表彰者は、多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人及び団体とする。

・表彰対象

- (1) 男女の固定的役割分担意識の是正に貢献した者あるいは男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のあった者
- (2) 女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画の促進に貢献した者
- (3) 従来、女性が参加していなかった活動に初めて参加し、社会に大きな影響を与えた女性、又は従来男性が参加していなかった活動に初めて参加し、社会に大きな影響を与えた男性
- (4) その他これらに準ずる者で特に功績が顕著な者

・制度の内容

文化の日に際し、各種功劳者とともに、知事が直接表彰する。

<p>男女共同参画社会づくり功劳者知事表彰</p> <p>福井県総務部男女参画・県民活動課 TEL 0776-20-0319 FAX 0776-20-0632 メールアドレス danjoken@pref.fukui.lg.jp ホームページ http://info.pref.fukui.jp/danken/index.html</p>

① 目的

永年にわたり男女共同参画社会づくりに貢献し、その功績の顕著な個人および団体に対し、その労をねぎらうとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高め、もって男女共同参画社会づくりの促進に資する。

② 制度の概要

・対象者

- 【個人】
- ① 10年以上にわたり男女共同参画社会づくりに貢献し、特に顕著な功績があった者
 - ② 10年以上にわたり女性の地位向上に貢献し、特に顕著な功績があった女性
- 【団体】 男女共同参画社会づくりの推進に10年以上継続して活動し、特に顕著な功績がある団体

・推薦募集期間

平成17年3月7日～4月22日（平成17年度の場合）

③ その他特記事項

市町村の長および男女共同参画に係る県関係団体の長による推薦が必要。

<p>富山県部門功劳表彰（男女共同参画）</p> <p>富山県生活環境部男女参画・ボランティア課 TEL 076-444-3137 FAX 076-444-3479 メールアドレス danjosankaku2@pref.toyama.lg.jp ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/index.html</p>
--

① 目的

多年にわたり男女共同参画の推進に貢献された団体・個人の功績を称える。

<p>男女共同参画推進事業者等表彰</p> <p>山梨県企画部県民室男女共同参画課 TEL 055-223-1358 FAX 055-223-1335 メールアドレス danjo@pref.yamanashi.lg.jp ホームページ http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/danjo/index.html</p>

① 目的等

山梨県男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民、事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会を形成するための県民意識の高揚を図る。

表彰の対象となる県民、事業者等は、県内に在住または所在するものとし、表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 県民表彰 (2) 事業者表彰 (3) 団体等表彰
※条例

第14条 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、6月とする。

3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

② 事業開始年度

平成14年度

③ 応募方法

他薦(市町村長及び各種団体の長からの推薦)

④ 応募期間

平成17年1月中旬～3月中旬(平成17年度の場合)

⑤ 選考方法

選考委員会で選考。

⑥ 選考基準

「山梨県男女共同参画推進事業者等表彰実施要綱」による。

⑦ 表彰方法

男女共同参画推進月間に行う男女共同参画推進フォーラムの中で表彰式を行い、賞状と副賞を授与。

岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰

岐阜県地域県民部男女共同参画室

TEL 058-272-1111 内線2431

FAX 058-277-5448

メールアドレス c11123@pref.gifu.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/contents/news/s111/s11123/>

① 目的

男女共同参画社会づくりを積極的に推進し、その功績が顕著であったものを表彰する。

② 制度の概要

・対象者

多年にわたりその功績が顕著であった個人、団体、事業者

・制度の内容

表彰は、条例で規定する男女共同参画推進月間(11月)中に県が開催する全県規模の催し物において、表彰状を授与することにより行う。

・募集期間

(平成17年度)

8月26日から9月22日まで候補者の推薦を受付

静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞

静岡県生活・文化部男女共同参画室

TEL 054-221-3122

FAX 054-221-2642

メールアドレス danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/seibun/sb-08/danjyo1.htm>

① 目的

静岡県男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心と意欲を高め、もって男女共同参画社会の形成の促進に資するため、積極的な取り組みを行っているものを表彰する。

② 制度の概要

・対象者

男女共同参画社会づくりに積極的に3年以上継続して取り組み今後もその活動が期待できる以下のもの。

◎個人・団体の部 県内に居住又は県内の事業所に勤務する個人及び県内で活動する団体

◎事業所の部 県内に所在する事業所

・制度の内容

自薦・他薦を問わず、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に行っている事業所・団体・個人を知事が表彰し、広く県民に広報することで、男女共同参画の意識高揚を図る。

表彰は、「男女共同参画の日」県民フェスティバルで行う。

・募集期間

3月中旬～5月中旬

③ その他特記事項

表彰基準は、個人の部・団体の部については、男女の固定的役割分担意識の是正に貢献した、あるいは男女共同参画作りに向けた気運の醸成に功績のある個人及び団体など、また、事業所では、女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画に貢献している事業所などが判断基準となる。

漫画・イラストコンテスト知事賞

静岡県生活・文化部男女共同参画室

TEL 054-221-3122

FAX 054-221-2642

メールアドレス danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/seibun/sb-08/danjyo1.htm>

① 目的

静岡県男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき、国籍・性別・年齢等に囚われず、より多くの県民に家庭・学校・職場・地域等、日々の生活の中から「男女共同参画」について考えることを目的に作品を募集し、優秀な作品を表彰・活用することにより、県民に広く男女共同参画についての関心と理解を深め、もって、男女共同参画社会の形成の促進に資するものとする。

② 制度の概要

・対象者

県民、県内の学校への在学者、県内在勤者

・制度の内容

募集は、男女共同参画、ジェンダーを表現した漫画・イラストを募集し、「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担に囚われず、職場・学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会を表現した作品。

表彰は、「男女共同参画の日」県民フェスティバルで行う。

・募集期間

3月中旬～6月中旬

男女共同参画推進活動者表彰

愛知県県民生活部社会活動推進課男女共同参画室

TEL 052-954-6179

FAX 052-954-6910

メールアドレス danjo@pref.aichi.lg.jp

ホームページ http://www.pref.aichi.jp/danjo/

① 目的

男女共同参画社会づくりを推進する上で顕著な功績を収めた者又は団体を表彰し、その労苦をねぎらうとともに、男女共同参画社会実現のため一層の活動を期すること。

② 制度の概要

・対象者

男女共同参画社会づくり推進活動をおおむね10年以上にわたって行い、その功績が極めて顕著である個人、又は団体。但し以下のいずれかに該当する場合は適用を除外する。

- (1) 国、県、市町村などの公的機関から委託又は委嘱を受けて活動する者又は団体
- (2) 報酬を受けて活動する者
- (3) 県から同一活動に対して既に表彰を受けている者又は団体
- (4) 年齢がおおむね30歳以下の者

・制度の内容

各市町村、及び愛知県女性団体連盟会長に表彰候補者の推薦を依頼する。

推薦があった者又は団体に対して知事が書類を審査し、活動内容及び推薦者の意見等を勘案の上、表彰者を決定する。

表彰は、表彰状及び記念品を贈呈する。

・募集期間

4月下旬～6月中旬（平成17年度の場合）

③ その他特記事項

平成16年度表彰実績 個人10名 2団体

・制度の内容

選考委員会を設け、応募企業の中から最優秀賞、優秀賞及び、各部門賞（3～4程度）を三重県知事賞として表彰するとともに、表彰企業の取組事例をホームページや広報紙等に掲載し公表します。（普及・啓発に活用）

・募集期間（平成17年度の場合）

平成17年6月20日（月）～平成17年8月31日（水）

③ その他特記事項

平成14年度より実施。（H14年度=2・H15年度=2・H16年度=3企業が受賞）

平成17年度より表彰基準等を一部見直し実施。

女性顕彰事業（京都府あけぼの賞の授与）

京都府府民労働部女性政策課

TEL 075-414-4292

FAX 075-414-4293

メールアドレス josei@mail.pref.kyoto.jp

ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html

① 目的

女性の能力発揮を促すため、府内で活躍している女性で特に功績の著しい女性を顕彰する。

② 制度の概要

・対象者

◇選考基準

- ① 女性として新たな分野に挑戦し、その領域を拓く等特に顕著でその功績が認められるもの。
- ② 文化・芸術、スポーツ等の各分野において優秀な成績を収め、かつ、更にその活躍が期待されるもの。
- ③ 各種の実践的活動等を通じて女性の能力発揮を促しつつ地域の発展に努め、特に顕著な功績が認められるもの。

・制度の内容

◇選考方法

審査選考委員会を設け、選考・審査する。

・表彰時期

あけぼのフェスティバル（平成17年度は、平成17年10月15日開催予定）の開催式典において表彰

「男女がいきいきと働いている企業」県知事表彰制度

三重県生活部勤労福祉室

TEL 059-224-2454

FAX 059-224-2455

メールアドレス kinfuku@pref.mie.jp

ホームページ http://www.pref.mie.jp/IRIS/

① 目的

少子高齢社会や勤労者の意識の多様化など社会環境が大きく変化する中で、県内の事業所における男女共同参画の推進と事業所における「仕事と家庭の両立支援」を推進するために、これらの趣旨を踏まえ、県内で先進的な取組を行う企業を表彰し、優れた事例を広く広報することで働きやすい職場づくりの土壌づくりを行います。

② 制度の概要

・対象者

原則として、県内に本店または主たる事業所があり、営利を目的に経済活動を行う企業で、次のいずれかの項目について制度化や取組を行っている場合。

- ①女性の能力活用
- ②仕事と家庭の両立・ファミリー重視と働きやすさ
- ③地域への社会貢献

大阪府女性基金プリムラ賞顕彰事業

大阪府生活文化部男女共同参画課

TEL 06-6942-3821

FAX 06-6944-6648

メールアドレス danjokyodo@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ http://pref.osaka.jp/danjo/

① 目的

先駆的な活躍によって、男女共同参画社会づくりに貢献した個人・団体・グループを顕彰することにより、自分らしくのびやかに生きることのできる社会づくりへの気運を高めることを目的として実施する。

② 制度の概要

・対象者

個人 大阪府内に在住（在勤）又は大阪府出身の方
団体・グループ 大阪府内に主たる活動実績を有する団体・グループ

・対象事業

- ・ 新たな分野に挑戦して、その領域を開拓し、男女のあらゆる分野への参画の促進に努めた方
- ・ 地域、職場などで男女共同参画のための社会的システムづくりに努めた方
- ・ 先駆的な取り組みにより、様々な分野で活躍し、女性の地位向上や女性問題の解決に努めた方

・ 制度の内容

先駆的な活動によって、男女共同参画の推進に貢献したと思われる個人、団体・グループを推薦募集し、選考委員会で決定の上、大賞1件、奨励賞（個人1件、団体・グループ1件）を決定し、顕彰する（副賞金あり）。

- ・ 募集期間（平成17年度の場合）
平成17年5月25日～7月29日

岡山県男女共同参画社会づくり表彰事業

岡山県生活環境部男女共同参画課

TEL 086-226-7313

FAX 086-225-2949

メールアドレス danjosankaku@pref.okayama.lg.jp

ホームページ http://www.pref.okayama.jp/

① 目的

県条例に基づき、男女共同参画の促進に関する取り組みを積極的に行う個人、事業者の表彰を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。

② 制度の概要

・ 対象者

県内 個人、事業者

・ 制度の内容

知事表彰及び県民局長表彰を行う。

働く人にやさしい企業表彰

山口県商工労働部労政課

TEL 083-933-3210

FAX 083-933-3229

メールアドレス a15800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/rosei/index.htm

① 目的

職場における男女均等、職業生活と家庭生活の両立及びパートタイム労働者の処遇改善を推進し、働く人にやさしい環境づくりに積極的に取り組んでいる企業に対して知事表彰を実施し、その取組を讃えるとともに、広く県民の方々に紹介することにより、「男女がともに能力を発揮しながら働ける環境づくり」に向けた取組の普及啓発を図る。

② 制度の概要

・ 対象者

山口県内に事業所を置く企業

・ 対象事業・制度の内容

ア「職場における男女均等の推進」

女性労働者の能力活用や職域拡大など女性労働者が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業

イ「職業生活と家庭生活の両立の推進」

仕事と家庭の両立や育児（介護）休業の取得しやす

い職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業
ウ「パートタイム労働者の処遇改善の推進」

パートタイム労働者の処遇改善や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業

・ 募集期間

平成17年7月15日（金）まで（平成17年度の場合）

男女共同参画表彰

福岡県生活労働部男女共同参画推進課

TEL 092-643-3391

FAX 092-643-3392

メールアドレス danjo@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ http://www.pref.fukuoka.lg.jp

① 目的

男女共同参画に関して著しい功績があったものを表彰することにより、男女共同参画について理解を深めるとともに取組への意欲を高め、男女共同参画社会の実現を目指す。

② 制度の概要

・ 対象者

福岡県民または福岡県内の団体、企業（事業所を含む）

・ 対象事業

○ あらゆる場における男女共同参画の取組

○ 雇用の場における男女共同参画の取組

・ 制度の内容

男女共同参画の推進に著しい功績があった県民、団体、企業等を表彰し、優れた実践事例を広く紹介するもの。

・ 募集期間

平成17年度 平成17年4月20日～6月20日

・ 表彰の時期

平成17年度 平成17年11月26日（土）

（県が定めている男女共同参画の日：11月の第4土曜日）

③ その他特記事項

本事業は、福岡県男女共同参画条例に基づく事業であり、平成14年度から実施している。

男女共同参画功労者表彰

宮崎県地域生活部青少年男女参画課

TEL 0985-26-7040

FAX 0985-32-4464

メールアドレス seishonen-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

ホームページ

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/chiiki/index_danjo.html

① 目的

男女共同参画社会づくりに関し特に顕著な功労のあったものを表彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心と意欲を高める。

② 制度の概要

・ 表彰対象者

男女共同参画社会づくりに関して顕著な功績のあった個人、団体及び事業者

・ 推薦方法

県内在住者、事業者等が推薦書を市町村長を経由して知事に提出する。

・被表彰者の決定

県において選考審査会を組織し、決定する。

・募集期間（平成17年度の場合）

平成17年6月10日から7月22日

・表彰の時期（平成17年度の場合）

平成17年10月8日

② 認証、登録、協定

「男女イキイキ職場宣言」推進事業
秋田県生活環境文化部男女共同参画課
TEL 018-860-1555
FAX 018-860-3895
メールアドレス persons@pref.akita.lg.jp
ホームページ http://www.pref.akita.jp/josei/danjo.htm

① 目的

男女がともにその個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりに取り組もうとする企業等と、県が協定を結び、「男女イキイキ職場宣言」事業所として広く広報・支援することで、働く場の男女共同参画を促進する。

② 制度の概要

・対象者

県内に主たる事業所または支店等を有し、県内において事業活動を行う従業員30人以上の企業（国及び地方公共団体を除く）

・制度の内容

（1）協定

企業内に男女共同参画推進員をおき、次に掲げるいずれかの取り組みを行う企業と、県が協定を締結する。

- ① ポジティブアクションやセクシャルハラスメント防止、労働環境の整備等女性の労働を支援する積極的な取り組み
- ② 育児・介護休業制度の充実、休業後の職場復帰への対応、短時間労働制度の導入等仕事と家庭の両立を支援する積極的な取り組み
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定（従業員301人以上の企業を除く）

（2）広報・支援

- ① 新聞、県広報、ホームページへの掲載や紹介冊子の作成により、企業の取り組みを広く広報する。
- ② 企業内においた男女共同参画推進員を対象とする研修を行う。

・募集期間

平成17年7月1日～9月30日（平成17年度の場合）

③ その他特記事項

平成17年度は、県内3地区で働く場の男女共同参画を進めるフォーラムを開催し、その場で協定を締結する。

次世代育成・少子化対策推進事業
福島県商工労働部労働領域労政グループ
TEL 024-521-7297
FAX 024-521-7932
メールアドレス rousei@pref.fukushima.jp
ホームページ http://www.pref.fukushima.jp/syoko/roudou/

① 目的

中小企業における子育てしやすい環境作りや、男女労働者がともに仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境作りに向け、企業の自主的な取組を促進する。

② 制度の概要

・区分

- （1）「子育て応援」中小企業認証
- （2）「仕事と生活の調和」推進企業認証

・対象者

- （1）中小企業認証 県内の中小企業（常時雇用者30人以下）
- （2）推進企業認証 県内に本社がある民間企業

・対象事業（認証基準）

- （1）中小企業認証 次の3つの要件をすべて満たした中小企業。
 - ① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・実行
 - ② 労働者が利用しやすいように、計画策定時に意見聴取など行っている
 - ③ 計画策定後、育児休業取得者が生じている
- （2）推進企業認証

仕事と家庭の両立支援、パート労働者の公正な処遇、男女共同参画についての取組み状況を点数化し一定のポイント以上を獲得した企業。

・制度の内容

県は、認証企業の社会的評価が高まるよう、HPなどで積極的に広報する。

認証企業は、広報に表示したり、求人広告にPRすることによって企業のイメージアップや優秀な人材確保に活用する。

・募集期間

申請の受付は通年行い、認証の決定・公表は四半期ごとに行う。

認証の有効期間はないが、2年に1度取組状況について報告書を提出する。

③ その他特記事項

認証企業の中で、特に優れた取組を行っている企業については、「子育て支援」中小企業認証と「仕事と生活の調和」推進企業認証から各3社を選考し、毎年5月の子育て週間（福島県）に表彰する。

富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業
富山県生活環境部男女参画・ボランティア課
TEL 076-444-3137
FAX 076-444-3479
メールアドレス danjosankaku2@pref.toyama.lg.jp
ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/index.html

① 目的

企業の役員クラスの方またはそれに準ずる方にチーフ・オフィサー（男女共同参画推進最高責任者）に委嘱し、それぞれの企業の中で男女共同参画をトップダウン方式で推進してもらい、事業所内での男女共同参画を図る。

② 制度の概要